五島市監査委員公表第１１号

令和３年９月の例月財務監査の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により公表する。

令和５年４月１９日

五島市監査委員　橋　本　平　馬
五島市監査委員　荒　尾　正　登

５五総第２３５号
令和５年４月１４日

五島市監査委員　橋　本　平　馬　様
五島市監査委員　荒　尾　正　登　様

五島市長　野　口　市 太 郎

令和３年度例月財務監査結果報告（令和３年９月会計伝票監査分）に係る
措置について

令和３年１２月２２日付け３五監第６３９号の例月財務監査の結果における指摘事項のうち、措置が完了していない事項について、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第１９９条第１４項の規定に基づき通知いたします。

記

第１　指摘事項　※措置が完了していない事項

⑵ 五島市奈留保健センターの空調機設置について

（前略）

このように、財務規則第９３条第１項第３号を適用する場合の「種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し」たことの解釈については、随意契約を締結する各部局に委ねられているため、その適用について相違が生じ、又は疑義が生じることとなるから、契約担任者は、その取扱いについて明確な基準を設け、財務規則及び五島市随意契約ガイドラインに基づく適正な契約保証金の取扱いに努められたい。

（後略）

【講じた措置】

［総務企画部財政課］

財務規則第９３条第１項第３号を適用する場合の契約保証金の減免については、種類及び規模等に関する基準を設け、令和５年３月１日付け４五財第１９５０号財政課長通知により全所属長へ通知いたしました。